

目 次

■ 第 1 章 計画の策定にあたって

- 1. 計画策定の趣旨 1
- 2. 計画の位置付け 3
- 3. 計画の期間 4
- 4. 計画の策定体制と方法 5

■ 第 2 章 地域福祉を取り巻く現状

- 1. 北見市の概況 7
- 2. 人口の推移 8
- 3. 世帯の状況 15
- 4. 出生数の推移 17
- 5. 児童扶養手当受給者数 17
- 6. 障がい者の状況 18
- 7. 生活保護の被保護人員・世帯数 19
- 8. 町内会（自治会）活動の現状 20
- 9. ボランティア、NPOなどの市民活動の現状 21

■ 第 3 章 計画の基本的な考え方

- 1. 計画の基本理念 23
- 2. 計画の基本目標 24
- 3. 計画の体系 25

■ 第4章 施策の展開

● 第4章の構成の説明	27
-------------	----

基本目標Ⅰ 地域福祉の担い手づくり

I-1. 学校教育での福祉教育の推進	29
I-2. 社会教育での福祉教育の推進	33
I-3. ボランティア、NPOなど市民活動の育成、支援	35
I-4. 福祉意識の醸成・啓発	40

基本目標Ⅱ 地域福祉のネットワークづくり

II-1. 住民主体による地域福祉活動の推進	42
II-2. 緊急時・災害時に備えた地域のネットワークづくり	47

基本目標Ⅲ 多様なサービス提供の仕組みづくり

III-1. 相談体制とサービス提供体制の充実	50
III-2. 情報の提供体制の充実	54
III-3. 利用者主体のサービス実現	56

基本目標Ⅳ 暮らしを支える環境づくり

IV-1. 就労支援と地域での働く場づくり	59
IV-2. バリアフリー、ユニバーサルデザインのまちづくり	62
IV-3. 安心・安全に地域で暮らせる環境づくり	65

■ 第5章 計画の推進

- 1. 市民、事業者、社会福祉協議会、市の役割 68
- 2. 計画の進行管理と検証体制 69

■ 資料編

- 1. 計画の策定経過 70
- 2. 北見市地域福祉計画策定委員会 73
- 3. 北見市地域福祉計画策定庁内委員会 75
- 4. 北見市福祉のまちづくりを進める市民フォーラム 76
- 5. 参考資料 77
- 6. 用語説明 80

本文中の用語にある「※」については、用語説明にその意味が掲載されていますのでご参照ください。尚、第4章の本文中には、北見市独自事業などの用語について、ページ内で用語説明をしております。

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

(1) 地域福祉計画とは

「地域福祉」とは、すべての人が個人としての尊厳をもって、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域に住む人たちが主役となって進めていく地域づくりの取り組みです。

従来の福祉サービスが、主に高齢者や障がい者など特定の人のためのものというイメージが強いことに対して、地域福祉は、日常生活の中で何らかの支援が必要になった人を地域を基盤として包み込み、共に支え、助けあう仕組みです。したがって、その対象となるのは一部の人ではなく、そこに住むすべての住民であり、その推進にあたっては、地域住民、行政、教育機関、社会福祉協議会^{*}、事業者、ボランティアなど地域社会を構成する多くの人や組織の協働^{*}の取り組みが大切になります。

「地域福祉計画」は、この仕組みづくりの道筋を示し、地域福祉の総合的、計画的な推進を図るため策定されるものです。

(2) 計画策定の背景

① 時代状況の変化

近年、地域社会を取り巻く環境が大きく変化しつつあります。急速な少子高齢化や核家族化、人口減少、共働き世帯、高齢者世帯の増加等が進行するとともに、地域に対する意識の変化、価値観や生活様式の多様化、さらには災害時における高齢者や障がい者・要配慮者^{*}への支援、子どもや高齢者等への虐待や配偶者等からの暴力、様々なハラスメント、一人暮らし高齢者の孤独死など新たな問題も生じています。特に、地域における人間関係の希薄化や支えあい機能の弱体化は、地域住民が抱える生活課題を複雑化、深刻化させ、その存在を見えにくくさせています。

一方、平成2年の「福祉八法」の改正^{*}以降、保健福祉サービスの市町村への一元化などにより、地域におけるその提供基盤は着実に整備されるとともに、ボランティアやNPO^{*}などの活動も活発化し、社会福祉を通じて新たなコミュニティ形成を図る動きも広がりを見せています。

こうした環境の変化の中で、住民の一番身近な行政組織である市町村を中心とする福祉行政の役割は極めて重要となっており、加えて地域の特性に応じて展開される地域福祉が、地域の課題を解決する視点として期待されています。

② 地域福祉推進の理念の広がり

地方分権や社会福祉基礎構造改革^{*}の進展に伴い、平成12年4月に介護保険制度^{*}がスタートし、平成15年4月に障がい者支援費制度^{*}の導入、平成25年4月には障害者（障害児）の自立を支援する施策を定めた法律（障害者自立支援法^{*}）が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法^{*}）に改められ、地域福祉を取り巻く環境は大きな転換期にあります。国においては、平成12年、戦後の社会福祉の根幹となった社会福祉事業法^{*}の改正を行い、改正後の「社会福祉法^{*}」において、地域福祉を推進するための具体的な規定の整備を行い、市町村地域福祉計画に関する規定は第107条及び第108条（都道府県地域支援計画）にまとめられ、両規定は平成15年4月に施行されました。

計画策定にあたって国が示した指針の中では、その基本的な考え方として「これまでの社会福祉が、行政から地域住民への給付を主体としてきたが、少子高齢社会の到来や深刻な経済不況の中で、社会福祉を限られた社会的弱者に対するサービスとしてではなく、身近な日々の暮らしの場である地域社会での多様な人々の生活課題に地域全体で取り組む仕組みとしてとらえ直すことが重要となっており、公私のパートナーシップ^{*}に基づく協働関係の構築を通じて、様々な生活課題を適切に解決していくことが必要であり、地域住民の主体的かつ積極的な参加が不可欠である」としています。

③ まちづくり基本条例の施行

平成22年12月21日に「北見市まちづくり基本条例^{*}」が施行されました。

この条例は、市民みんなの手によって自立したより良い地域社会を実現させるよう、まちづくりの基本理念や基本原則を明らかにするとともに、その担い手である市民の権利や責務、議会並びに市長等の役割及び責務などの基本的な事項を定めています。地方分権が進む中、地域自らが自己決定と自己責任のもと、地域の特性を生かした特色あるまちづくりを進めていくことが求められています。

（3）計画の目指すもの

地域福祉計画は、こうした社会状況の中で、障がいの有無や性別、年齢などに関わらず、個人が人としての尊厳をもって、家庭や地域の中でその人らしい自立した生活が送れるよう、自助、互助、共助、公助^{*}があいまって、支えあい、助けあう北見市としての仕組みづくりを目指すものです。こうした仕組みづくりを進めることは、希薄化している地域での人と人とのつながりを再生させ、更には地域住民が自らの地域の課題や問題に気づき、主体的な問題解決能力を高めることにもつながります。

これからの地域福祉は、地域住民が各種サービスの受け手としてのみではなく、毎日の生活に根ざしたあらゆる問題について、地域社会で連携して解決していこうとする積極的な行動が求められます。

北見市は、地域福祉計画の策定と着実な施策の推進、実行を通じて、地域の福祉力向上と、市民だれもが毎日を安全で安心して暮らせる豊かなまちづくりを目指します。

2. 計画の位置付け

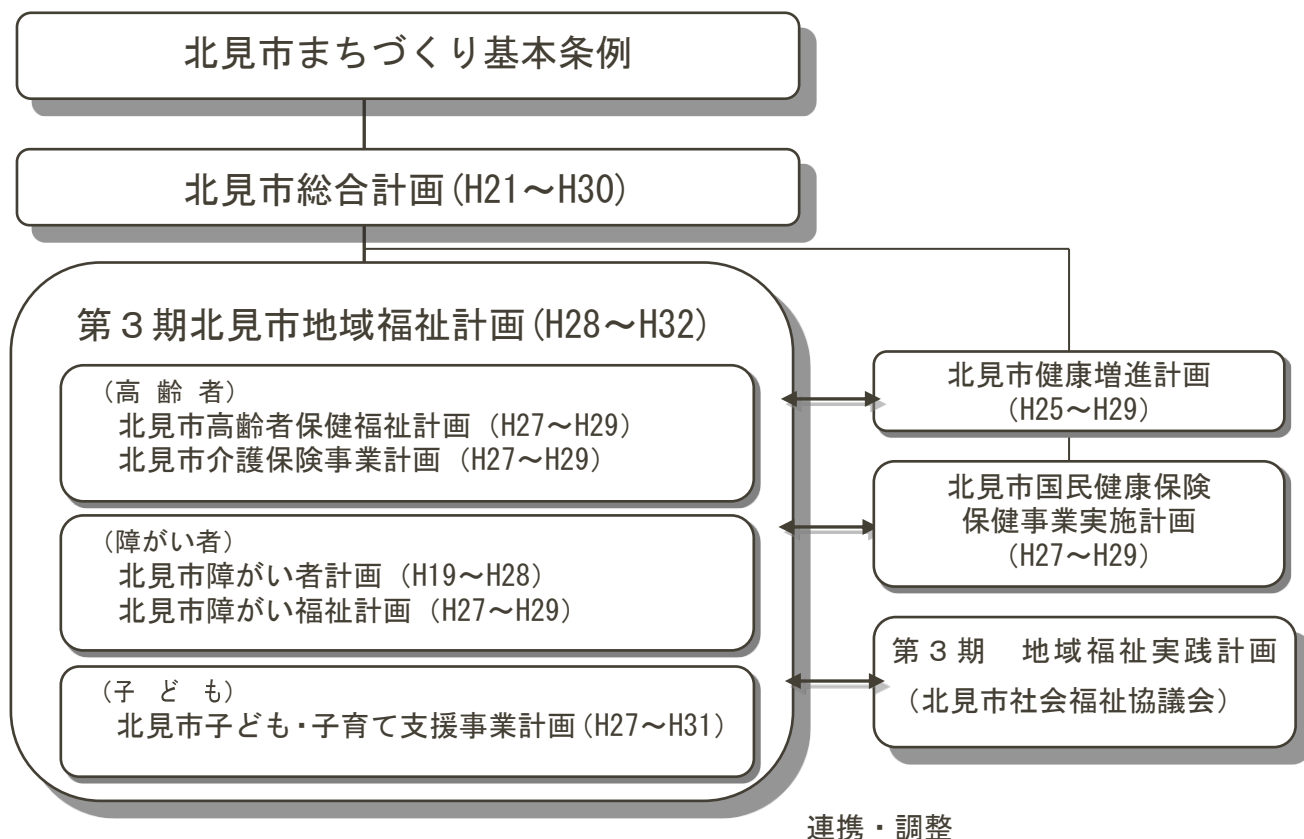
合併後、10年を経過する北見市は、平成20年4月に協働の考え方を明確にし、本市が進む方向性や手法をより具体的に示した「北見市市民協働推進指針^{*}」を作成、また、平成21年3月に市政運営における最上位計画である「北見市総合計画^{*}」を策定、さらに、平成22年12月に本市のまちづくりの基本的な事項を定める最高規範である「北見市まちづくり基本条例」を制定しております。

地域福祉計画は、社会福祉法第107条を根拠に、まちづくり基本条例の趣旨を最大限に尊重し、条例、総合計画、市民協働推進指針との整合性を図りながら、福祉分野における基本計画として策定するものです。

また、北見市では高齢者、障がい者、児童などの分野別個別計画を既に策定しており、分野ごとの個別の施策については、既存計画を優先させる考えから、それぞれの計画の中で推進していきます。

なお、地域福祉計画では「計画の総合化」という視点を持ち、地域福祉推進のための共通理念や福祉ビジョン、更には個別計画を横断する地域福祉推進のための取り組みを示しますが、今後、これらの分野別個別計画の見直し、改訂に際しては、地域福祉計画に盛り込まれた内容を反映させるものとします。

●地域福祉計画と他計画等との関係図



●北見市社会福祉協議会「地域福祉実践計画」との関係

北見市社会福祉協議会は、旧北見市で昭和27年に発足、その後市町合併を経て平成18年3月以来、常に住民主体の立場を基本とし、地域住民や福祉関連団体、ボランティアなどの参加を得て、地域福祉の推進に積極的に取り組んでいます。

「地域福祉計画」は北見市が策定する行政計画ですが、「地域福祉実践計画」は北見市社会福祉協議会が策定する民間の行動計画であり、地域住民を主体とした地域福祉の推進に大きな役割を果たしています。

「地域福祉計画」と「地域福祉実践計画」は、どちらも、家庭や地域で住民がともに支えあい、助けあいながら、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを目指している点では同じ目的を持っています。また、住民主体の地域福祉活動に関しては重複する部分も多く、両計画の統合が必要となっています。

したがって、地域福祉の更なる充実を図るためには、北見市と北見市社会福祉協議会が十分に連携し、両計画を一体的に推進することが重要です。

3. 計画の期間

第3期地域福祉計画の期間は、平成28年度から平成32年度までの5か年です。

平成18年2月に第1期地域福祉計画を策定し、その後の合併を経て、平成21年3月に各自治区の特성에応じた施策と、地域を取り巻く社会環境や生活課題の変化を踏まえた必要な見直しを行った改訂版第1期計画を策定いたしました。

その後、改訂版第1期地域福祉計画の見直し・検証を行い、平成23年度から5か年の第2期地域福祉計画を策定いたしました。

第3期地域福祉計画は、第2期地域福祉計画を検証したうえで策定したものです。

H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
第1期計画			【改訂版】 第1期計画											
					第2期計画 (H23~H27)									
										第3期計画 (H28~H32)				

4. 計画の策定体制と方法

(1) 計画策定の基本的視点

本計画の策定にあたっては、社会福祉法の理念や地域福祉計画の性格、位置付けを踏まえ、市民の声を最大限に反映させることを基本に、次の3つの基本的視点をもって進めました。

1. 市民参画による計画策定

計画策定のあらゆる段階で、市民の参画の機会が得られるよう配慮し、市民とのパートナーシップを大切にしたい計画づくりを推進します。

2. 利用者主体の仕組みづくり

地域での自立生活支援が福祉の大きな流れであり、福祉サービスの利用は、自己選択、自己決定が保障される「利用者主体の仕組み」を構築します。

3. 分野別個別計画の総合化

高齢者、障がい者、児童の分野別個別計画を包含した地域福祉推進の共通理念や福祉ビジョンを明らかにし、地域の福祉力の向上につなげます。

(2) 計画策定の体制

市民参画と協働を原則に、計画策定の中心機関として、公募2人を含む市民20人から構成される北見市地域福祉計画策定委員会（以下、「策定委員会」）が策定作業を担いました。

策定委員会は、福祉団体、ボランティアを含む市民団体、福祉事業者、教育関係者、まちづくり協議会関係者、町内会（自治会）関係者など幅広い分野からの参画を得て、第2期地域福祉計画の4つの基本目標を単位に設けられた部会において、実質かつ具体的な検討を重ね、最終的に計画素案をとりまとめ、市長に提出しました。

一方、市内部では福祉、子育て、教育、市民協働*、防災、まちづくりなど関連部門の担当課で組織される北見市保健福祉施策推進委員会地域福祉部会（以下、「地域福祉部会」）において、庁内における合意形成、情報共有、それぞれの所管する施策の調整を行いながら、策定委員会との連携の中で検討を進めました。

(3) 計画策定の方法

① 地域の福祉課題、生活課題の把握

地域内の課題や住民ニーズを把握し、施策の見直し・新たな展開につなげることを目的に、平成26年12月に地域福祉に関するアンケート調査を実施しました。

また、前述の目的とともに、地域福祉についての考え方や施策について幅広く市民にPRするために、平成27年7月から8月にかけて市内15か所で住民懇談会を実施しました。

② 情報の公開

市民参画の計画づくりを進めるためには、計画策定の基本的な考え方や策定状況を市民と情報共有することが必要と考え、市ホームページにて、策定委員会などの会議資料や議事録を随時、公開しました。また、会議は原則公開とし、市民が傍聴できることとしました。

さらに、平成28年1月30日から2月28日まで、計画素案を公表して意見募集を実施し、広く市民、事業者などの皆さんから多様な意見、情報、専門知識を提供していただく機会を設けました。

③ 広報・啓発

広報きたみや市ホームページを活用し、計画策定の意義や進捗状況などの情報提供を行い、計画のPRとともに、市民への地域福祉推進のための意識啓発に努めました。